**平成２３年（フ）第８３号**
北海道岩見沢市上幌向町583番地105
債務者　三本眞奈美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２３年（フ）第１０号**
北海道紋別市南が丘町３丁目９番15号
債務者　山口　伸悟
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
旭川地方裁判所紋別支部

**平成２３年（フ）第３５８号**
埼玉県比企郡小川町大字大塚143番地２
債務者　髙荷　麻由（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第３６３号**
埼玉県行田市藤原町３丁目７番地１
債務者　松本　英雄
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第３６６号**
埼玉県深谷市上柴町西２丁目２番地25　シティハイムサングリーン201号
債務者　藤田　好男
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第５６号**
新潟県三条市曲渕１丁目７番１号
債務者　斎藤　清美
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２３年（フ）第６３号**
新潟県加茂市本町３番６号、前住所新潟県加茂市本町３番１号
債務者　今井　　進
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２３年（フ）第６４号**
新潟県加茂市本町３番６号、前住所新潟県加茂市本町３番１号
債務者　今井由美子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２３年（フ）第６６号**
新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1350番地８　キャニオンヴィラⅡ　１―305号、住民票上の住所新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1350番地８
債務者　上田奈留子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２３年（フ）第３２号**
新潟県上越市藤新田２丁目２番14号　アーバンヒル102号
債務者　豊岡ますみ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２３年（フ）第５５号**
新潟県上越市南新町４番３―32号　県営南新町住宅Ｃ棟
債務者　風間　　弘
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２３年（フ）第５８号**
新潟県上越市本城町１番27号
債務者　川野　幸二
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２３年（フ）第６３号**
新潟県上越市大字向橋155番地71、前住所新潟県上越市大字中田原155番地４
債務者　西脇　　章
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２３年（フ）第６４号**
新潟県上越市鴨島２丁目６番７号
債務者　手塚　　忍（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２３年（フ）第６８号**
新潟県上越市大潟区渋柿浜1816番地３
債務者　味﨑ゆかり
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２３年（フ）第１６８号**
愛知県海部郡蟹江町学戸７丁目157番地　メゾネット天目Ｃ号室
債務者　小川　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１９３６号**
愛知県小牧市大字小牧原新田437番地　タウニー437―103号
債務者　山下　信幸
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部